

議案第33号

工事請負契約の変更について

大田原市新庁舎建設工事の工事請負契約に係る契約金額を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

変更前	4,553,853,480円
変更後	4,789,800,000円